

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について

- 新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している、社会福祉協議会から再貸付について不承認とされた、といった事情で、特例貸付を利用できない困窮世帯が存在する。こうした世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられるが、必ずしも円滑に移行できていない実態がある。
- こうした支援の隙間を埋めるため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、以下のとおり「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。
 - 対象： 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯（注）で、以下の要件（住居確保給付金に沿って設定。ただし借家世帯のみならず持ち家世帯も対象）を満たすもの

（注）再貸付まで借り終わった世帯（本年3月以前に総合支援資金（初回）を申請した世帯は最大200万円）や、再貸付について不承認とされた世帯。生活保護世帯は除く。

- ・ 収入： ①市町村民税均等割非課税額の1/12 + ②住宅扶助基準額以下
（例： 東京都特別区 単身世帯13.8万円、2人世帯19.4万円、3人世帯24.1万円）
- ・ 資産： 預貯金が①の6倍以下（ただし100万円以下）
- ・ 求職等： ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請
- 支給額（月額）：生活扶助受給額（1世帯あたり平均額）を基に設定
単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円

※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能とする。

- 支給期間：3か月（申請受付期限を令和3年8月末から令和3年11月末へ延長）
 - ・ 支援金の申請日より前に再貸付が終了している者・・・申請月から3か月支給
 - ・ 支援金の申請月に再貸付（3か月目）を受けている者・・・申請月の翌月から3か月支給
- 実施主体：福祉事務所設置自治体 費用：全額国庫負担 ※事務費含む

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請・決定件数(9月末時点①)

(令和3年10月31日時点で、自治体から報告があった実績を集計したものであるため、変更がありうる。)

	申請件数	支給決定件数	世帯別			支給済額(円)
			単身世帯	2人世帯	3人以上世帯	
北海道	2,946	2,558	1,285	627	646	324,300,000
青森県	113	101	38	35	28	7,360,000
岩手県	91	64	27	18	19	7,200,000
宮城県	766	488	224	118	146	58,740,000
秋田県	27	21	6	6	9	3,260,000
山形県	136	123	63	29	31	15,780,000
福島県	363	308	155	63	90	31,880,000
茨城県	962	806	425	180	201	94,600,000
栃木県	1,155	975	534	211	230	107,840,000
群馬県	761	596	288	150	158	73,040,000
埼玉県	4,564	2,963	1,607	594	762	319,760,000
千葉県	3,000	2,169	1,064	512	593	185,120,000
東京都	19,154	14,035	8,853	2,557	2,625	1,636,460,000
神奈川県	4,140	3,087	1,628	648	811	265,360,000
新潟県	163	120	64	28	28	12,860,000
富山県	271	261	146	59	56	33,120,000
石川県	546	525	310	112	103	82,980,000
福井県	187	163	85	40	38	24,480,000
山梨県	315	302	153	78	71	40,900,000
長野県	406	356	179	96	81	48,600,000
岐阜県	640	543	262	129	152	71,320,000
静岡県	312	271	119	63	89	28,620,000
愛知県	1,601	1,350	760	285	305	165,120,000
三重県	343	307	130	82	95	38,720,000

(注) 支給決定や支給にあたり、月をまたぐ決定、支給があるため、「支給決定件数」及び「支給済額」が全て9月末までの申請分を反映したものではないことに留意が必要。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請・決定件数(9月末時点②)

(令和3年10月31日時点で、自治体から報告があった実績を集計したものであるため、変更がありうる。)

	申請件数	支給決定件数	世帯別			支給済額(円)
			単身世帯	2人世帯	3人以上世帯	
滋賀県	1,392	1,025	528	227	270	121,560,000
京都府	4,254	3,666	2,024	817	825	494,800,000
大阪府	26,852	18,297	10,621	3,701	3,975	2,341,720,000
兵庫県	5,504	3,876	2,149	886	841	347,880,000
奈良県	594	484	240	105	139	53,660,000
和歌山県	818	765	416	197	152	74,640,000
鳥取県	245	221	121	52	48	29,440,000
島根県	49	45	19	8	18	6,380,000
岡山県	1,388	1,057	588	226	243	163,960,000
広島県	528	463	233	102	128	56,340,000
山口県	280	206	124	41	41	21,360,000
徳島県	127	117	62	23	32	17,180,000
香川県	125	109	64	21	24	11,740,000
愛媛県	1,323	1,002	563	223	216	180,320,000
高知県	837	616	353	136	127	79,060,000
福岡県	4,128	3,287	1,724	703	860	393,320,000
佐賀県	173	163	73	37	53	21,400,000
長崎県	341	287	136	68	83	35,000,000
熊本県	704	616	301	156	159	81,820,000
大分県	937	768	434	170	164	102,140,000
宮崎県	526	467	244	88	135	67,680,000
鹿児島県	608	469	270	89	110	53,140,000
沖縄県	2,985	2,322	1,126	482	714	272,040,000
計	97,680	72,820	40,818	15,278	16,724	8,704,000,000

(注) 支給決定や支給にあたり、月をまたぐ決定、支給があるため、「支給決定件数」及び「支給済額」が全て9月末までの申請分を反映したものではないことに留意が必要。